

# 幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集に係る質問と回答

第3版（令和2年1月23日）

※更新部分は朱書きで記載しております。

	質問	回答
1	幼保連携型認定こども園の運営では、利用者に対して質の高い保育教育環境を提供するために、保護者負担の上乗せ徴収を取ることはできるか。	左記のような提案をいただくことは可能です。 ただし、募集要項9頁の「9 その他の保育内容等について（3）」並びに国から発出されている制度資料及びQ&A等を踏まえ、ご提案ください。
2	参考資料にある整備交付金の算定方法の例についての表別表2-2は、標準と都市部に分かれているが、どちらでみればよいか。 また、同様に令和元年度認定こども園施設整備交付金実施要領（抜粋）の表は右記以外の欄のどちらでみればよいか。	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、都市部（※認定こども園施設整備交付金については「右記以外」欄の都市部）の基準額から交付金額を算定してください。詳細は、算定の一例をご確認ください。
3	待機児童は後、数年で解消され、出生数の低下や若年層の減少でその後も大きく子どもの人数が増えることはないと思われる。 園児の定員数確保のために市としてはどのような援助をさせていただけるか。	現在策定中の第2期市町村子ども・子育て支援事業計画において、2号認定子ども及び3号認定子どもは、令和6年度まで増加するものと見込んでおります。 しかしながら、それ以降については、現時点ではお示しできないため、本募集事案に関して定員数を確保するための特別な援助については、現時点では検討しておりません。
4	地域の方のご理解、ご協力をいただくにあたって、市の協力はいただけるか。	近隣住民からご理解をいただけるよう行政に関することや、運営・施設整備に関することなど様々なご意見等に対し、適切に分担しながら市も協力してまいります。 その他、募集要項11頁の「13 その他(2)」などをご確認ください。
5	駐車場10台分について、開園後の状況で、それだけの台数分が必要でなくなった場合、減らすことはできるか。	資料「芦屋市立美術博物館駐車場の利用について」で示す利用駐車枠の数はあくまで想定であり、駐車場については、募集要項9頁の「10 必要な施設の建設等に関する(2)」などを踏まえ、ご提案ください。 なお、園の運営のため、芦屋市立美術博物館駐車場を利用したい場合は、事業者として決定を受けた後、月額支払料や利用に際しての留意事項等を含め必要な事項を当該駐車場の管理運営受託会社と協議してください。
6	現在の正門前の道路に関しては、車輛の進入など、使用は可能か。	正門前の南北道路に関しては、北側から南側にむけて、車両の進入が可能です。
7	運営費の加算について、公定価格以外に市単独の加算項目はあるか。	運営費について、募集要項11頁の「12(2)イ 市単独助成金」に記載のとおり、市単独助成を実施する予定です。
8	定員について、20%の弾力を見込む考え方でよいか。	利用定員については、募集要項7頁の「2 利用定員に関する

		ること」などを踏まえ、ご提案ください。 なお、利用定員については、弾力運用を加味しない人数としていることにご留意ください。
9	市立伊勢幼稚園の職員は車通勤しているのか。していたらどこを使用しているのか参考にしたいのでお示し頂きたい。	敷地内に職員用駐車場はないため、車通勤をする場合には、近隣の時間貸駐車場を利用するなどに対応することになります。
10	職員用・送迎用の駐車場は予定地内に設置可能か。	募集要項 9 頁の「10 必要な施設の建設等に関すること(2)」などを踏まえ、ご提案ください。
11	芦屋市立美術館の駐車場を職員用駐車場として借りることは可能か。	資料「芦屋市立美術博物館駐車場の利用について」をご覧ください。ご提案ください。
12	保育士宿舍借上の制度はあるのか。詳細をお示し頂きたい。	「芦屋市保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱」を追加掲載します。なお、当該補助金は、芦屋市の当該年度予算成立を条件とします。予算が成立しない場合は、補助をしないことがあります。
13	芦屋市の職員配置基準に対応する加算補助は募集要綱 P11 の市単独助成金に記載している内容が全てか。	そのとおりです。
14	上記以外の職員及び運営費に関する補助があればお示し頂きたい。	募集要項並びに連番 12 及び 13 の質問以外の職員及び運営費に関する補助として、以下の資料を追加します。なお、当該補助金等は、芦屋市の当該年度予算成立を条件とします。予算が成立しない場合は、補助等をしないことがあります。 ・「芦屋市保育士等確保定着支援事業補助金交付要綱」 ・「芦屋市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱」(※) ・「芦屋市私立幼稚園型一時預かり事業実施要綱」(※) ・「芦屋市一時預かり事業実施要綱」(※) ※実施要綱には金額に関する記載がないため、参考資料として今年度の委託契約書のひな型を添付しておきます。
15	芦屋市独自の設備基準はあるか。	幼保連携型認定こども園に関する芦屋市独自の設備基準はございませんが、施設の建設等に関しては、募集要項 9 頁の「10 必要な施設の建設等に関すること」などにご留意ください。
16	整備補助金の計算は 1 号定員と 2 号 3 号の定員をもとに、按分すればよいか。	応募書類の提出においては、整備補助金の計算は定員を基に按分して算出してください。
17	保育所整備の要綱は別表 2-2 の 4 項目のどこを参照すればよいのか。	連番 2 の回答をご覧ください。
18	病児保育については整備補助が出るのか。出る場合面積按分は必要か。	病児保育についての整備補助を行う予定はございません。
19	整備補助金の補助率は 4 分の 3 で計算すればよいか。	そのとおりです。
20	募集要項 P10 記載の解体撤去費上限 5,500 万とあるが、補助率は 10/10 か。	そのとおりです。
21	【様式 2-1】理事会議事録は写しでよいか。写しの場合、原本証明が必要か。	写しで構いません。また、原本証明は不要です。

22	【様式 2-3 2-4】理事長及び役員の資格証明書とは具体的に何を指すか。	幼稚園教諭又は保育士資格を指します。
23	【様式 2-8】事業者への監査状況は、直近の法人本部への監査結果、という理解でよいか。	そのとおりです。
24	【様式 2-6 添付書類】ここでいう全ての児童福祉施設とは児童福祉法に定める児童福祉施設と理解しているが、小規模保育事業所及び放課後児童健全育成事業所のものについては提出不要という認識でよいか。	<p>応募書類における「児童福祉施設」には、児童福祉法に定める児童福祉施設に加え、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を含むものとし、応募書類をご提出ください。</p> <p>そのため、ご質問いただきました放課後児童健全育成事業については、応募書類における「児童福祉施設」には該当しないものという理解をお願いします。</p>